



# 森林境界 明確化事業 説明会

— 上豊富地区 —

令和7年9月7日

✧ 福知山市

アジア航測株式会社

1. 事業の目的と概要(新たな森林経営管理制度)

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

5. 今後の流れ

# 1. 事業の目的と概要(新たな森林経営管理制度)

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

5. 今後の流れ

## 福知山市の森林・林業の現況と課題

福知山市総面積

55,254 ha

うち、森林面積

42,057 ha

うち、私有林面積

41,549 ha

うち、人工林面積

19,961 ha

森林率  
76.1 %

人工林率  
48.0 %  
(府内平均) 38 %

### 2020農林業センサス

福知山市では**所有森林面積 1～3ha未満の小規模林家**が全体の**62.9%**を占めており、**全国平均56.5%**よりも高く、**細やかな森林が多い状況**にある。

▶ **大規模・集約化した効率的な管理が難しいという特徴**

## 背景

森林経営管理法第3条 - 責務 - （平成31年4月施行）



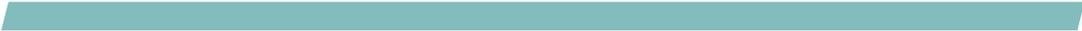
森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、  
経営管理を行わなければなりません。



市町村は、経営管理が円滑に行われるように  
措置を講ずるよう努めるものとします。

▶ 『森林経営管理制度』 スタート

『森林経営管理制度』 動画再生中



## ■ 事業のイメージ

現 状



林業事業体

このエリアは林業経営ができそうだなあ・・・  
ただ、誰が、どこまで所有しているか分からない・・・

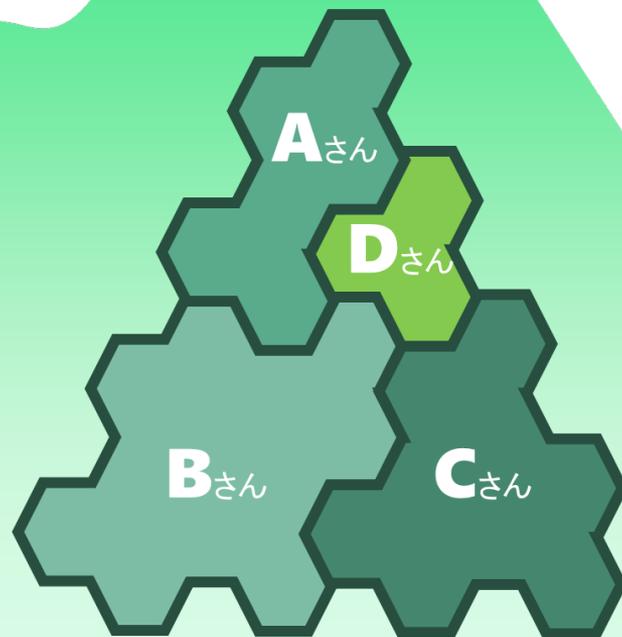


福知山市

このエリアは手入れをした方がよいなあ・・・  
ただ、台帳を元に手紙を送っても  
あて先不明で返ってきてしまう・・・

森林の境界明確化

だれが、どこまでの木を  
所有 (管理) しているかが明確に！



だれが

×

どこまで

**GOAL**

= 所有者情報 と より正確な地図 を紐づけたい

• • • •  
一方で、特に山林では・・・

森林簿

登記簿

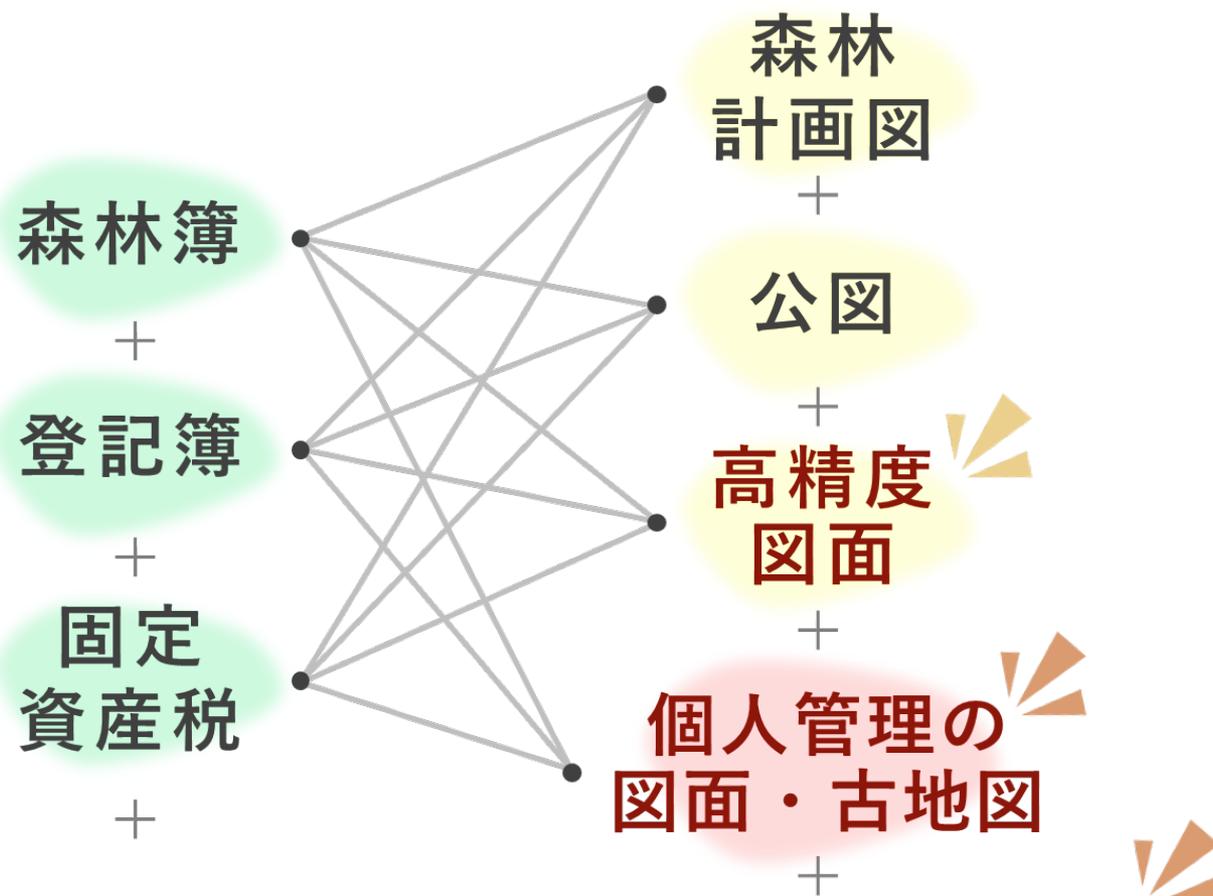
森林  
計画図

固定  
資産税

公図

情報の精度がさまざま かつ 正確に紐づけされていない

みなさまの情報を手がかりに、  
より精度の高いデータベースを作ります。



森林所有者のみなさまからの情報

# ■昨年度の雰囲気（令和6年度個別説明会状況）

@三和荘



個別説明会は、お一人ずつお話を伺い記録する  
**最も重要な説明会**です。



10/24・25・26・27  
金 土 日 月

@福知山市武道館(三段池公園内)

# もうひとつの目的

## = 森林境界に関する所有者認識の**保全**

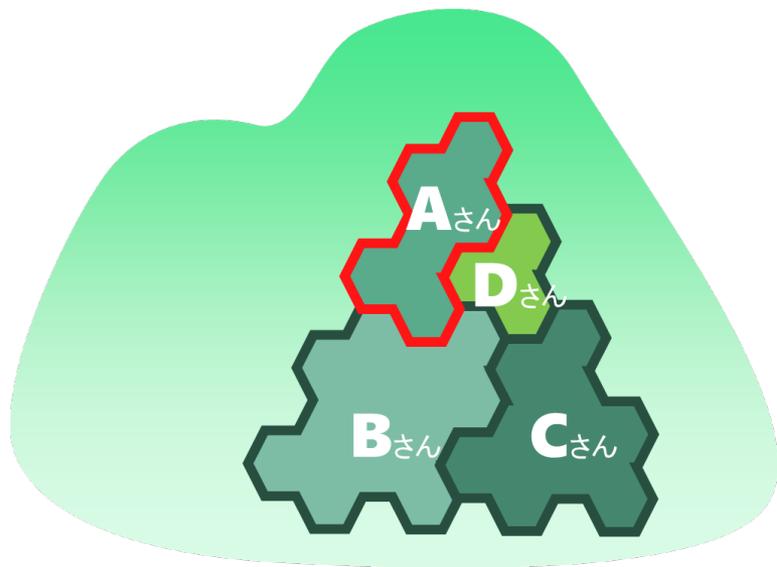
(保全：森林境界に関する情報を記録し保存・維持すること)

### ○ 田畑の場合



### ○ 森林の場合





単に境界線を引くだけでなく、  
（分らないという事実を含め）

**森林所有者の認識を記録し、  
残していくことが重要です。**

父からスギを植えた  
と聞いた



Dさんの山は広葉樹  
だったような・・・

Bさんとの境界には  
大きなケヤキがある



**完成地図と所有者ヒアリングの記録を  
森林境界カルテにまとめてお送りします。**

## 御留意いただきたいこと



この事業は、**地籍調査ではありません。**

▶ この事業の目的は、立木(=地上物)の所有者界を明らかにすることです。



したがって、

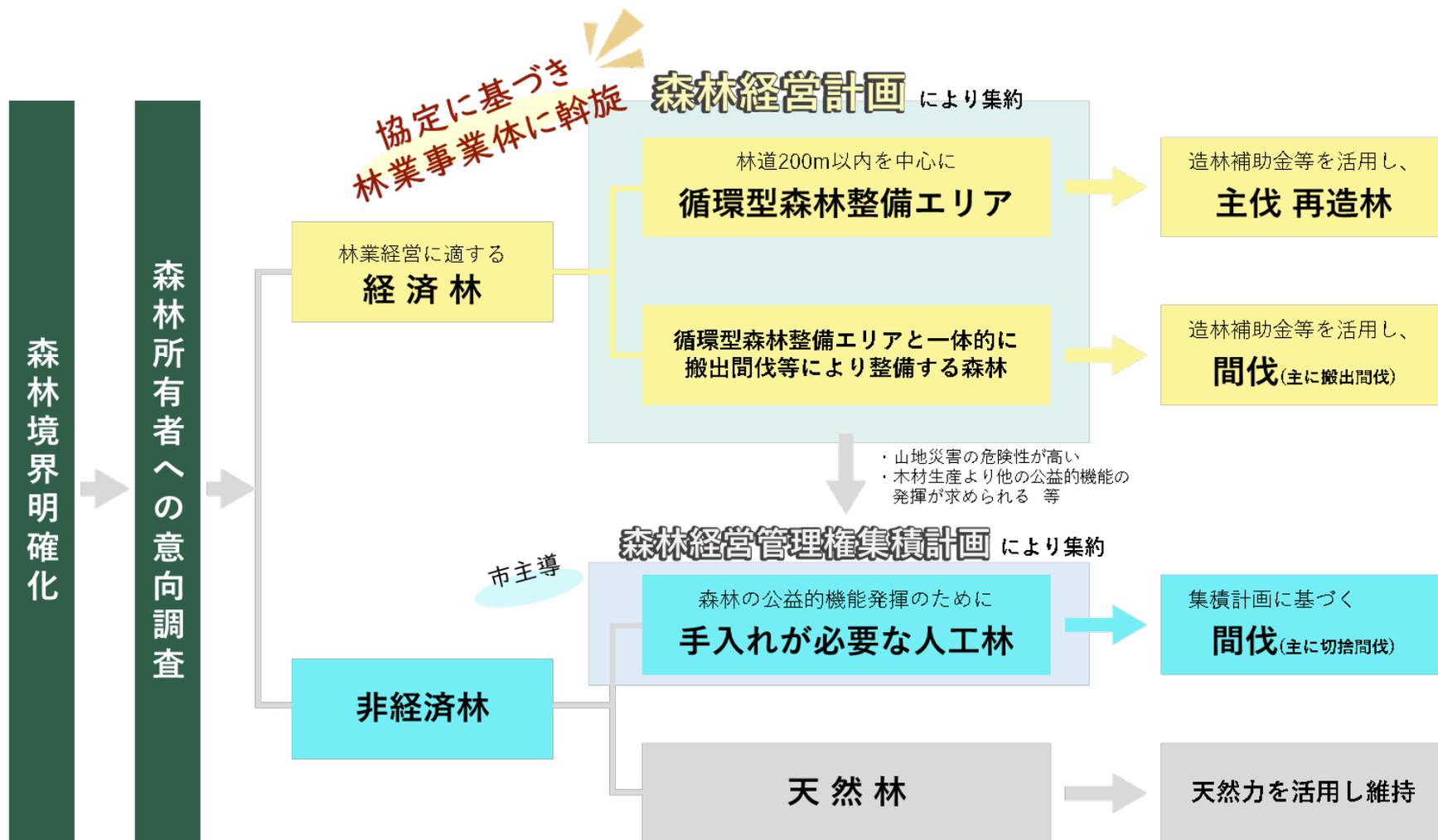


完成した図面を元に、法務局の登記情報(所有者や地積)や公図、固定資産課税台帳が変更されることはありません。



完成した境界案は地番の並びや土地の区画、境界を法的に確定・証明するものではありません。参考図として御使用ください。

# 森林経営管理制度について



# 福知山市循環型森林整備推進協定



**JForest**

福知山地方森林組合



伊東木材株式会社

R3

R4

R5

R6

R7

R8

室  
寺市

河  
西河  
守

平  
野板  
生  
二  
箇

菟  
原

上  
豐  
富

畑

森林整備

境界明確化



1. 事業の目的と概要(新たな森林経営管理制度)

**2. 本事業の対象**

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

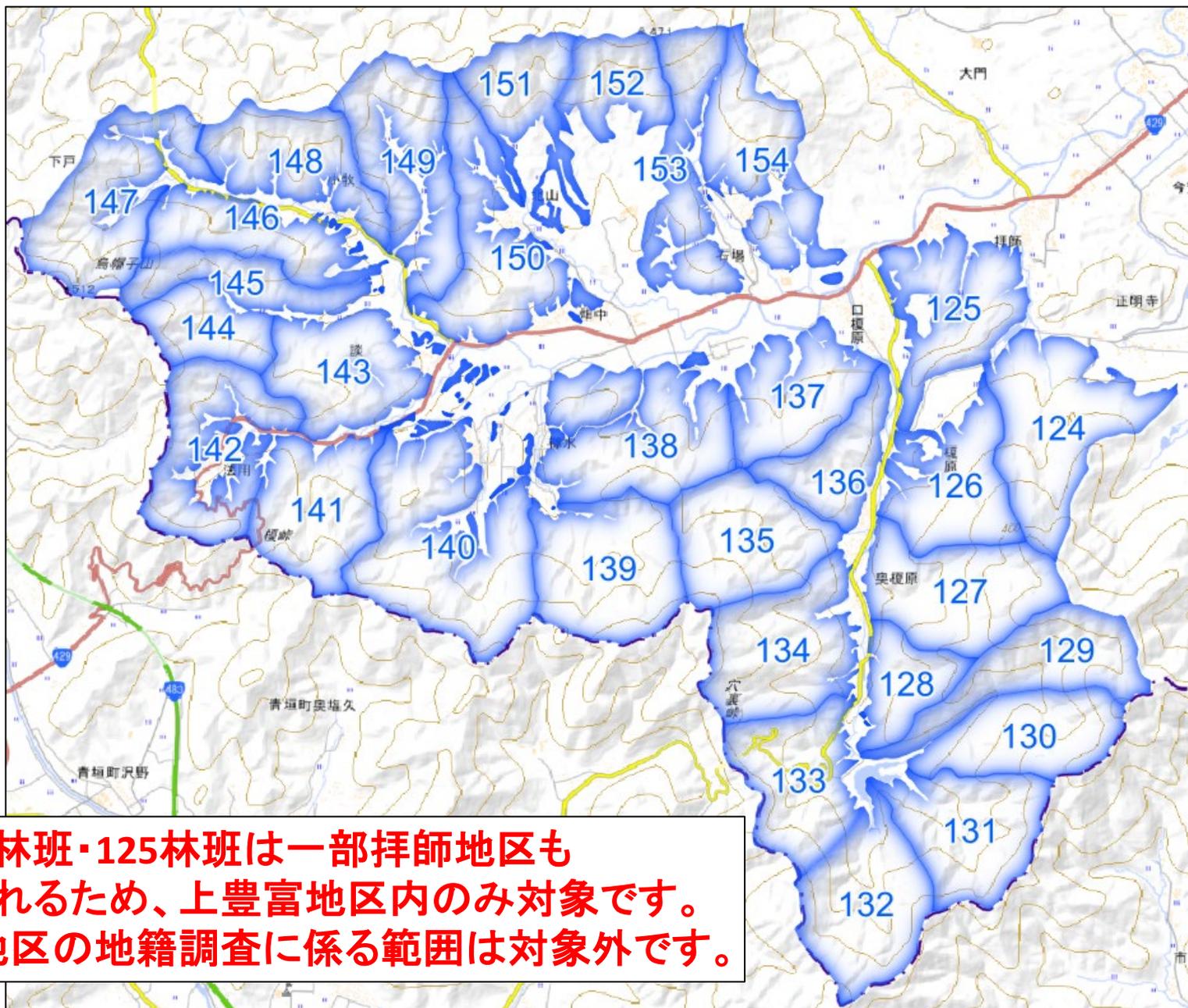
5. 今後の流れ

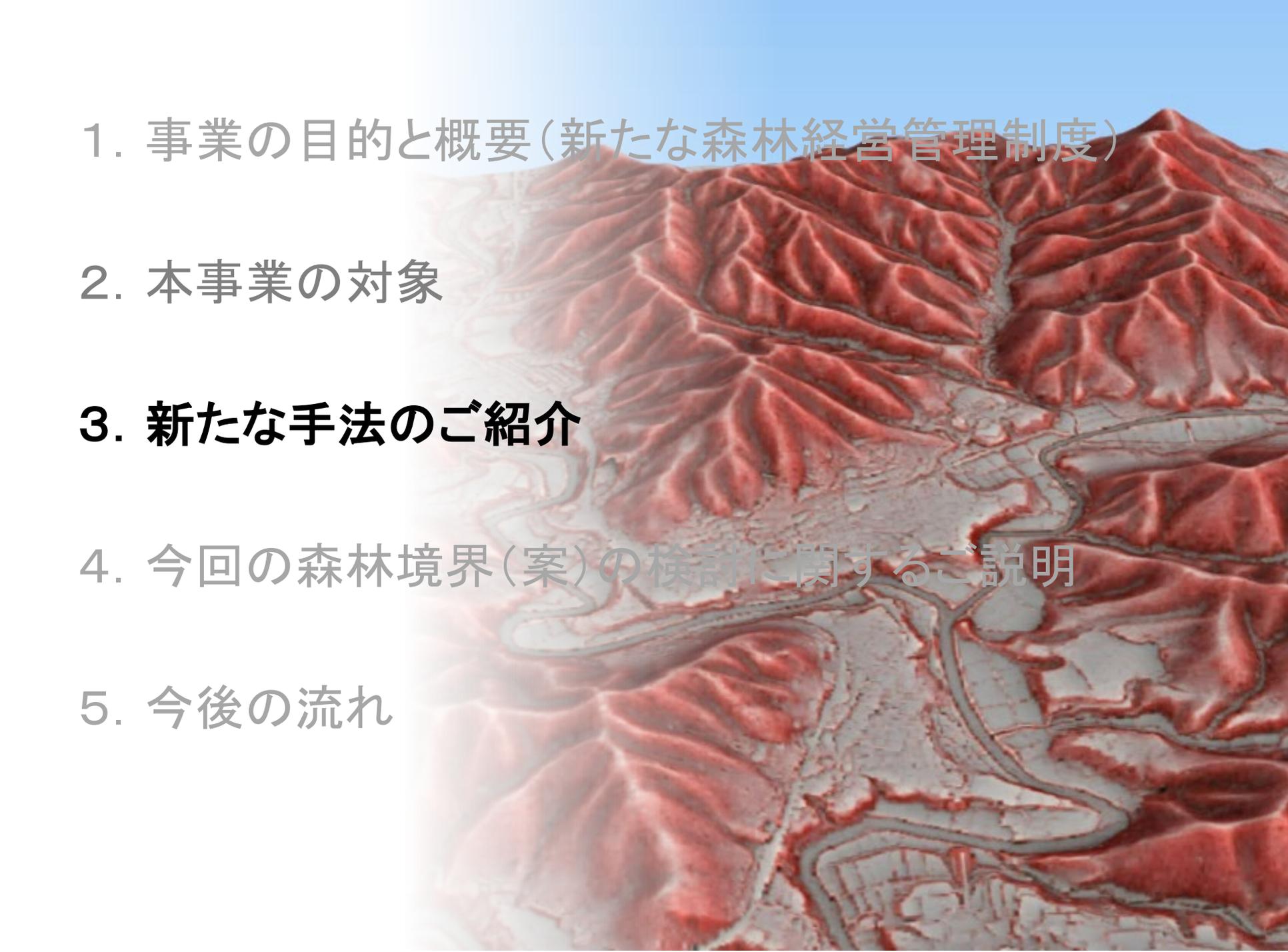
# ■ 今回の範囲図(大字名)



※大字談地区の地籍調査実施範囲は  
本事業では対象外です。

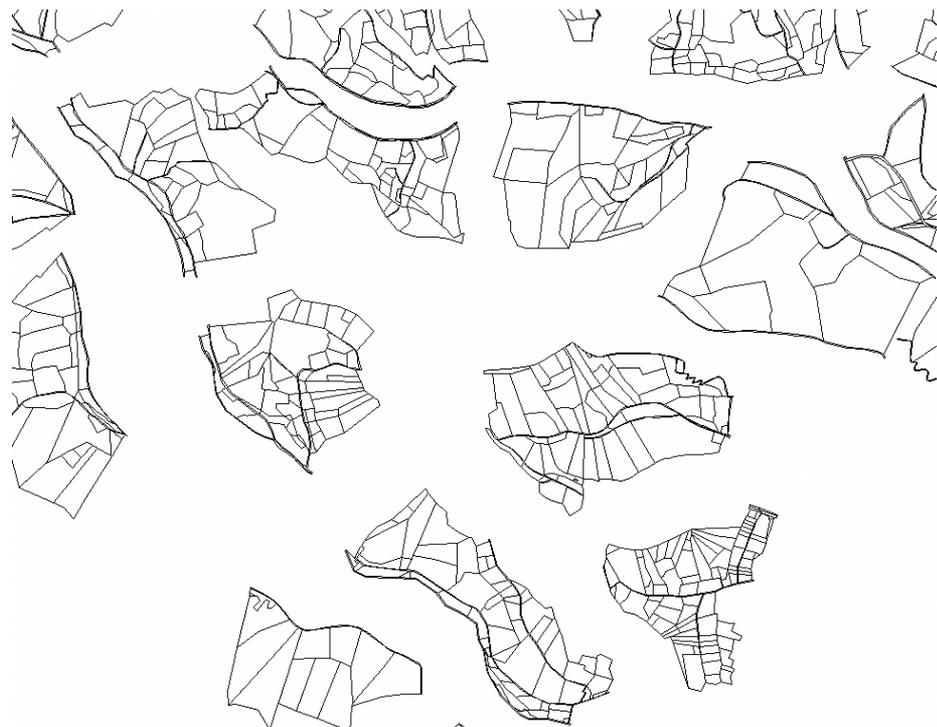
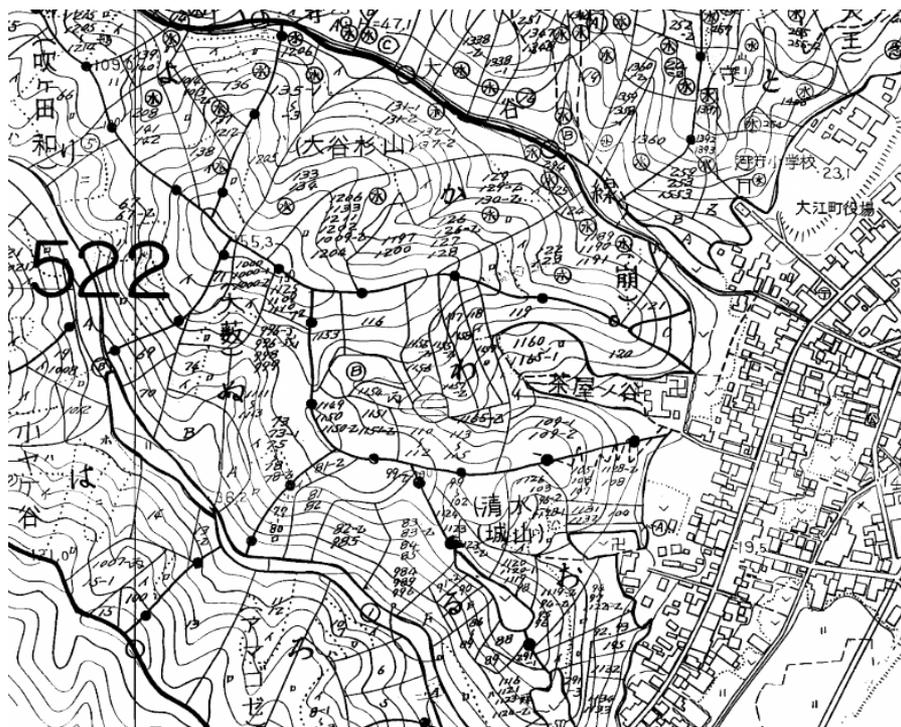
# ■ 今回の範囲図(林班)



- 
1. 事業の目的と概要(新たな森林経営管理制度)
  2. 本事業の対象
  - 3. 新たな手法のご紹介**
  4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明
  5. 今後の流れ

# ■ 従来の手法

- 森林計画図、公図、航空写真等を用いて境界を確認  
これらの図面は情報が少なく現地立会が必須でした。  
図面の精度から、現地と地図の対比が困難な場合もありました。



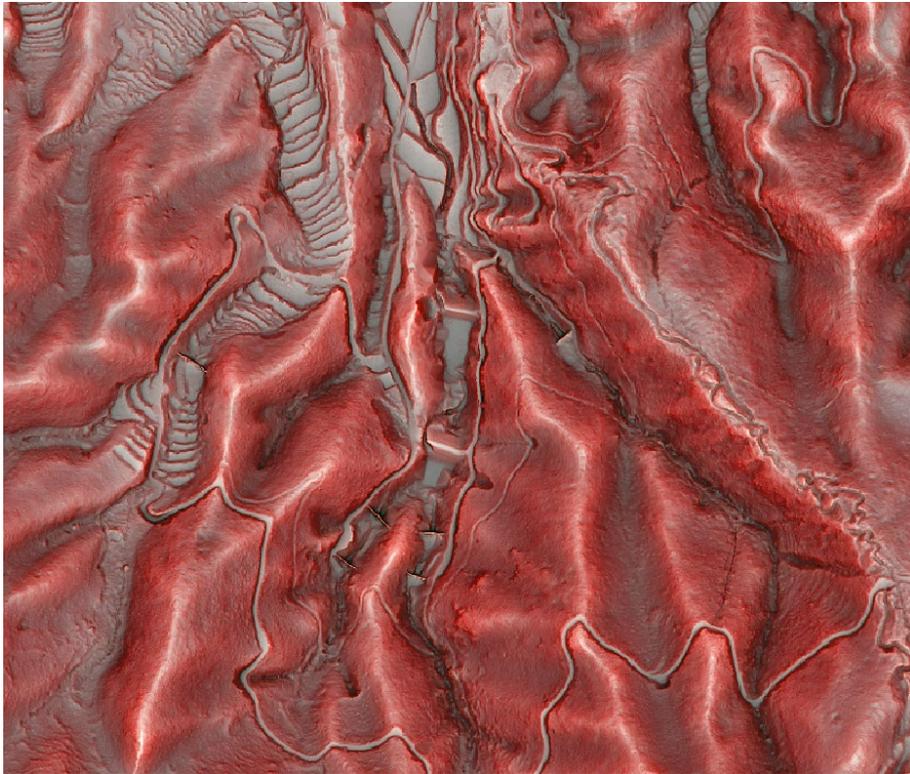
森林所有者の高齢化、世代交代に伴う不在村化が進んでいます。  
そのため、現地立会が難しくなりつつあります。  
従来手法による森林境界の確認は、年間で1事業あたり数10ha程度が一般的です。  
市全域の境界の把握に、500年以上を要する計算です。

# ■ 新しい技術を用いた森林境界(案)の作成

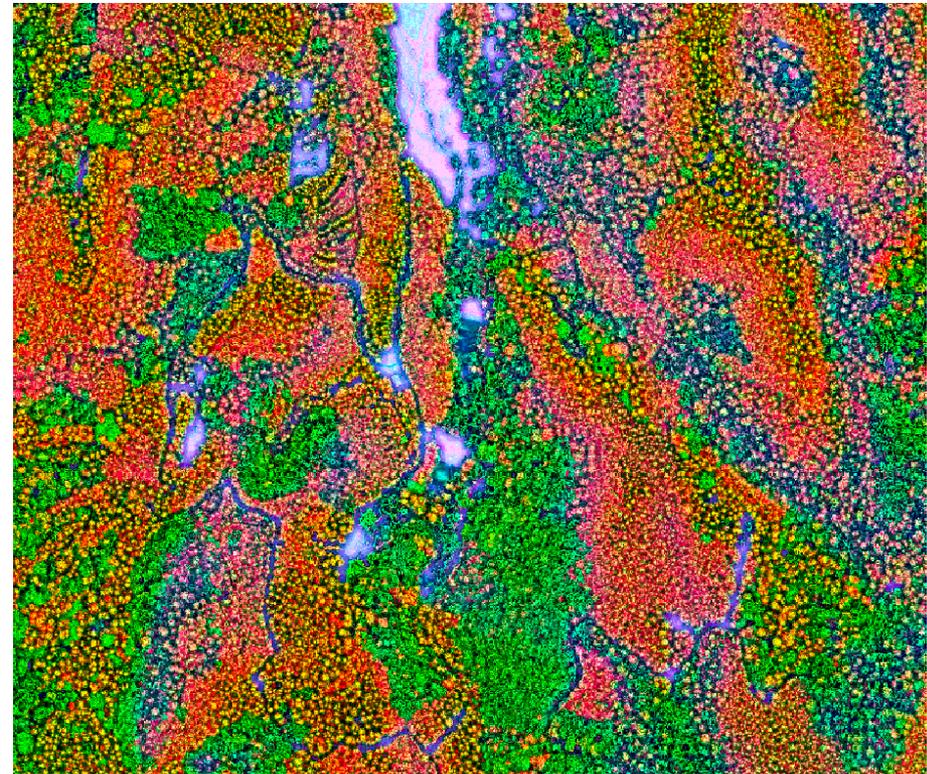
## ■ 解決策

「立体感をもたせた地図」や「樹木を色分けした地図」といった、最新の地図を用いて山の見える化を実現しました。原則として、現地立会なく森林境界(案)を作成します。

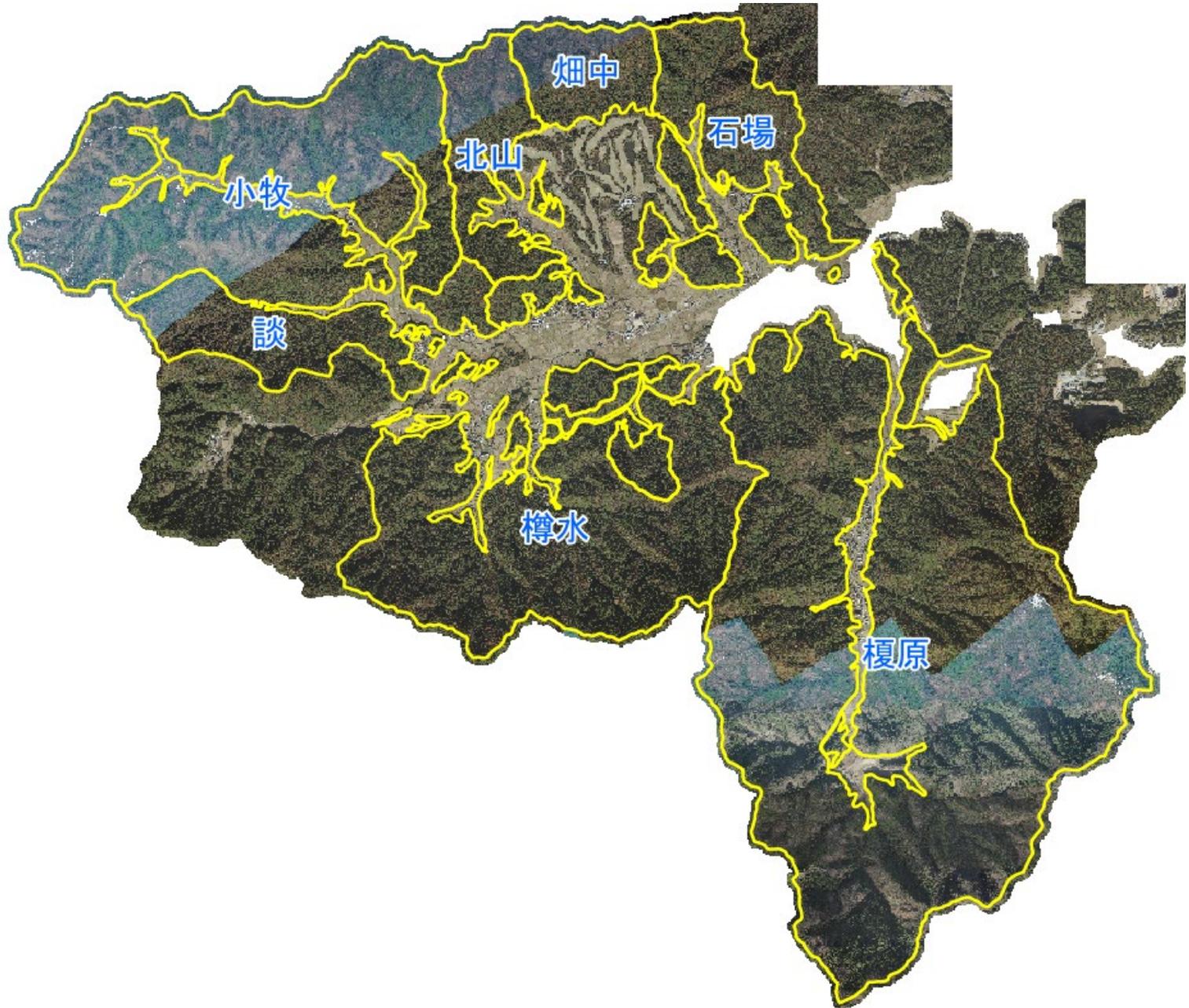
【赤色立体地図】



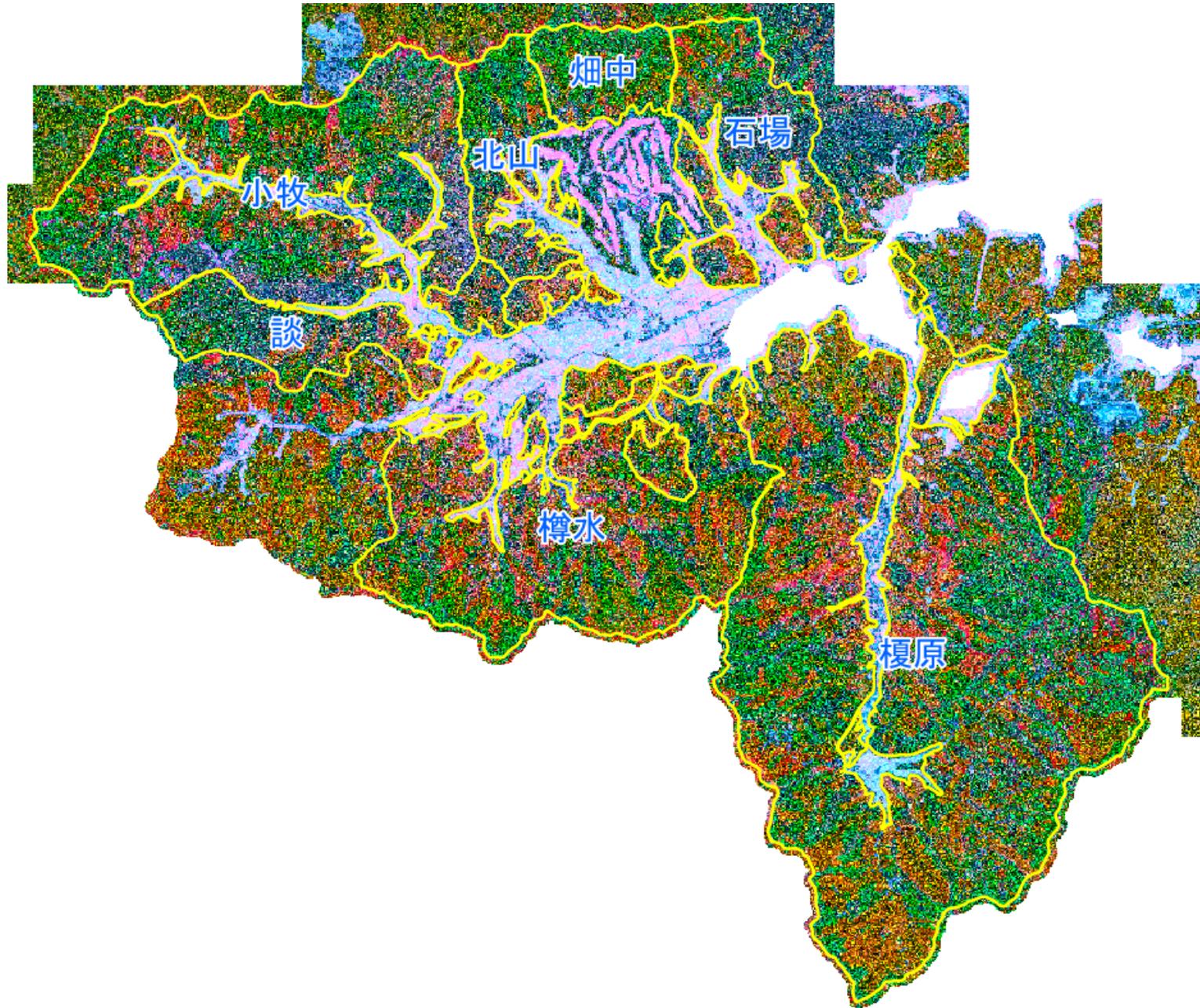
【レーザ林相図】



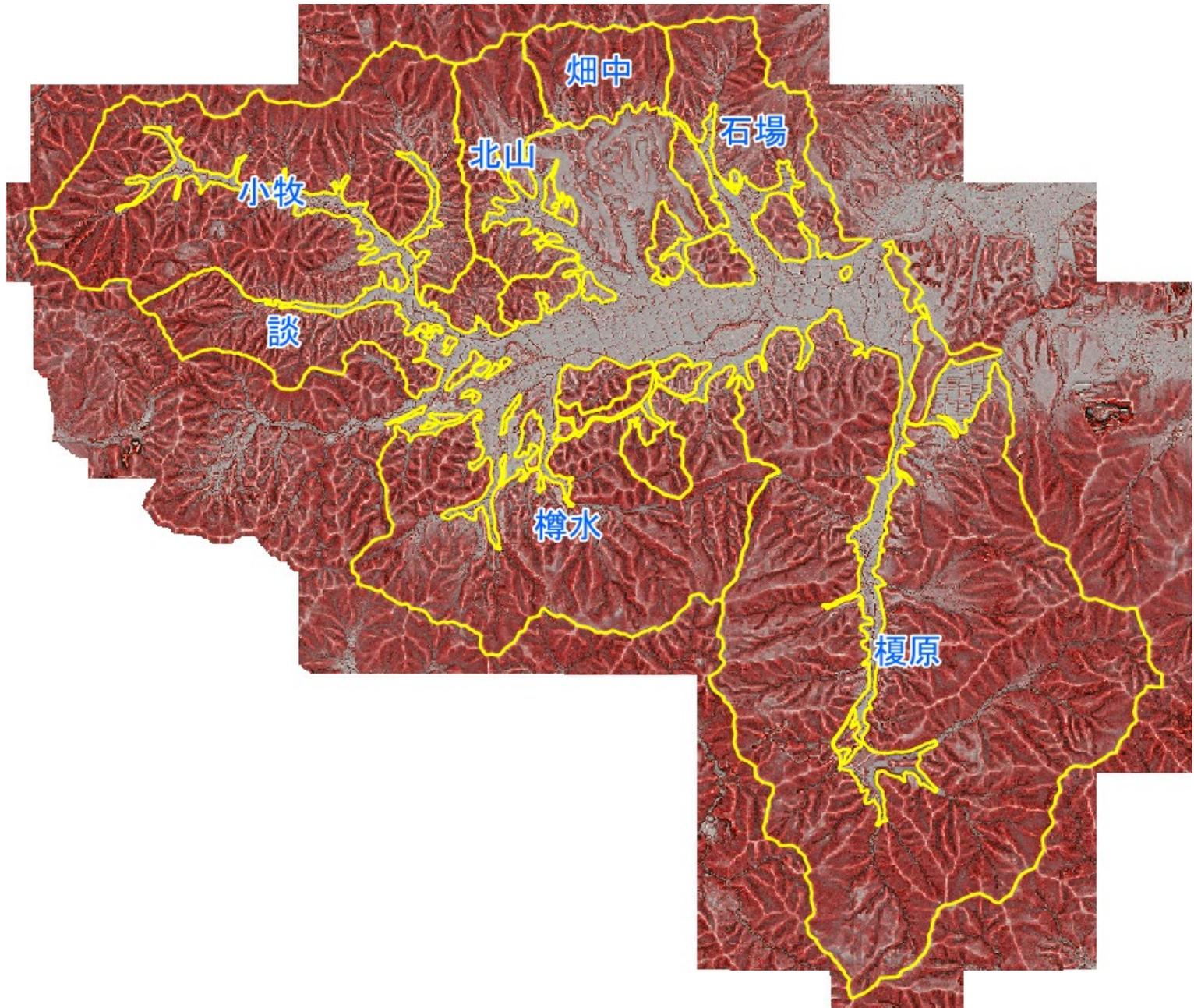
# ■ 当該地区の航空写真(令和2~4年撮影)



# 当該地区のレーザ林相図(令和2~4年計測)



# 当該地区の赤色立体地図(令和2～4年計測)

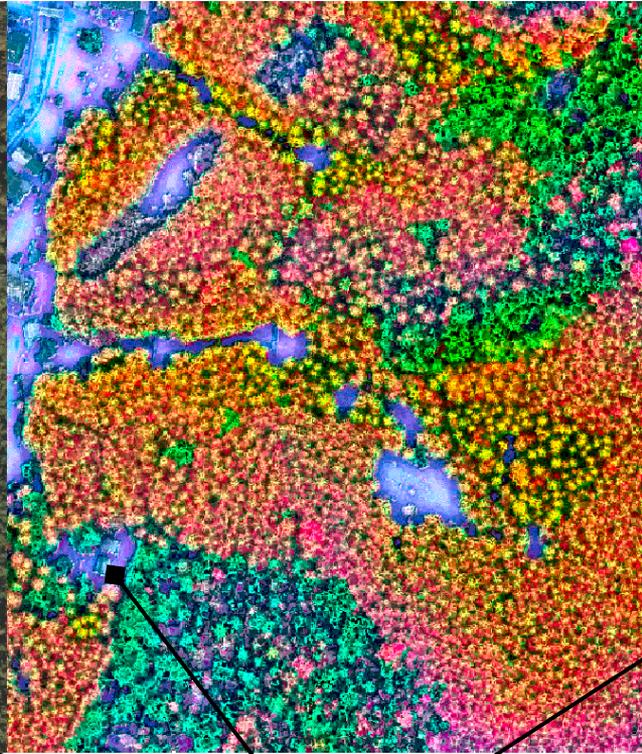


# ■ 航空写真・レーザー林相図・赤色立体地図 比較

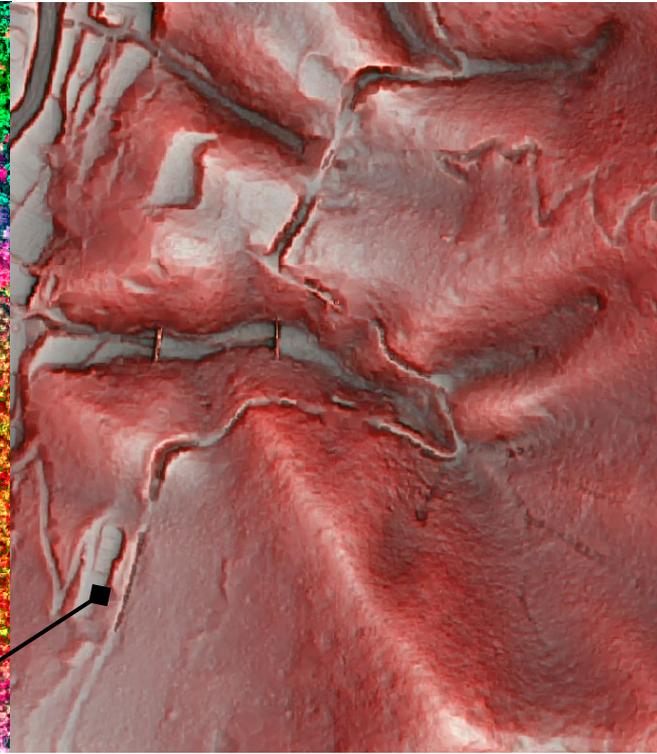
航空写真



レーザー林相図

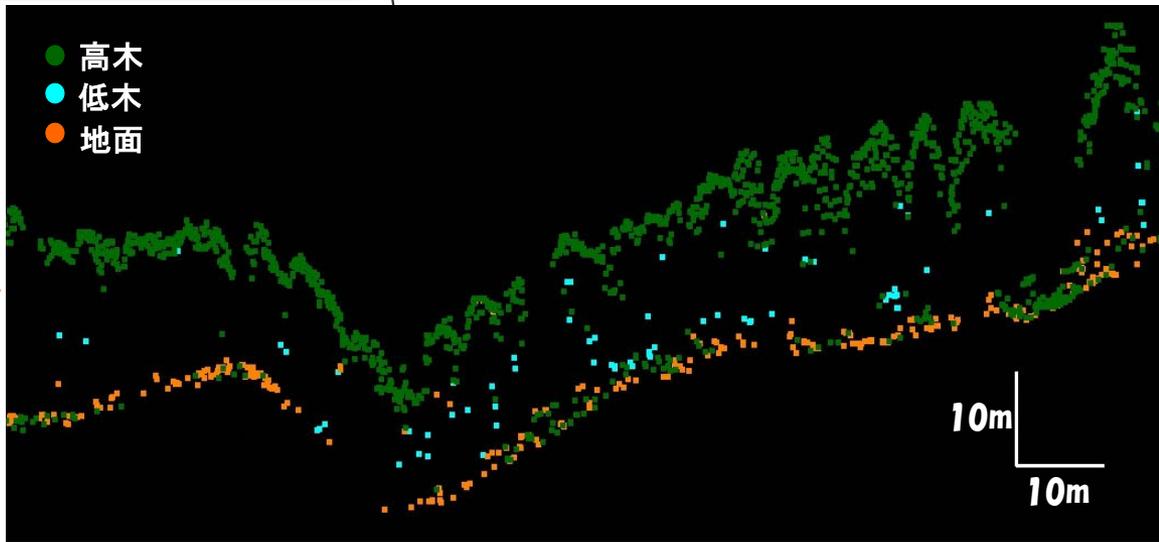
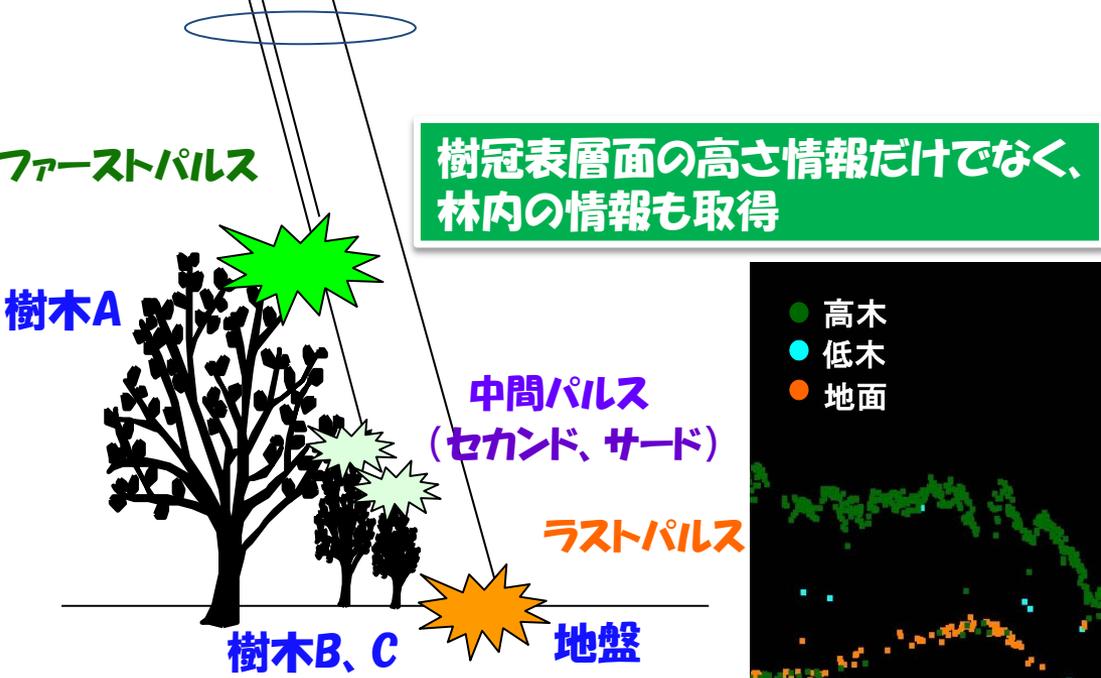
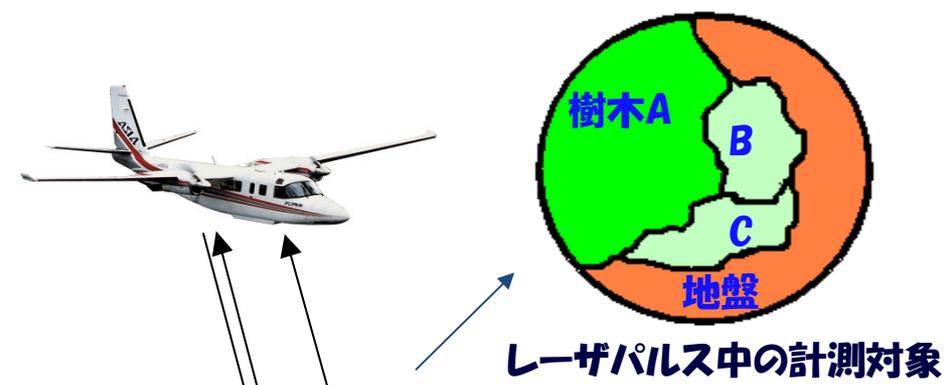


赤色立体地図



榎原神社

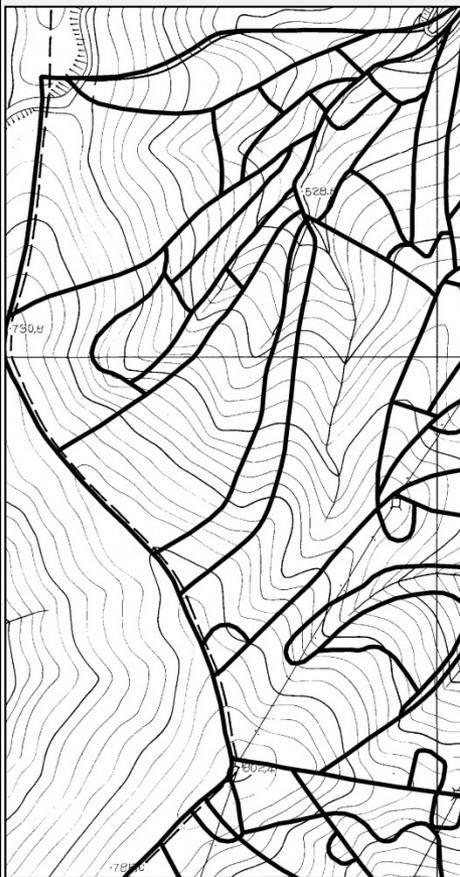
# ■ 新しい地図は、航空レーザ測量により作成しました



# ■ 森林境界(案)の作成に用いる地図

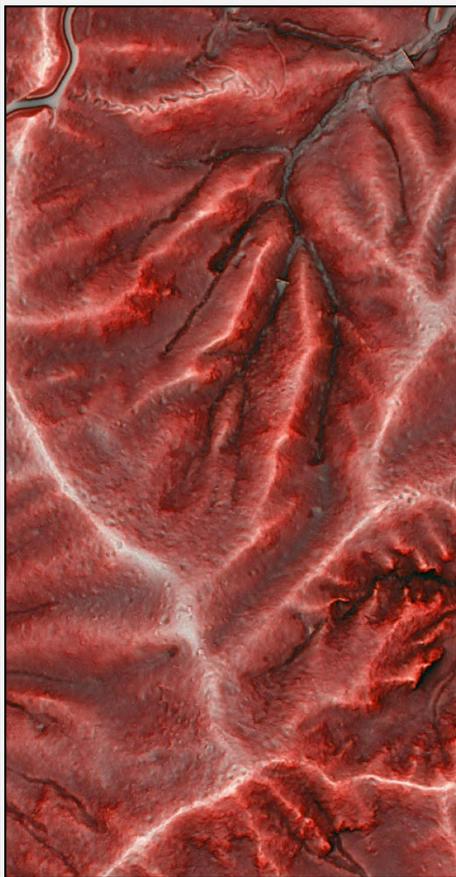
森林計画図  
(現況把握)

民有林の種別や  
境界を示す地図



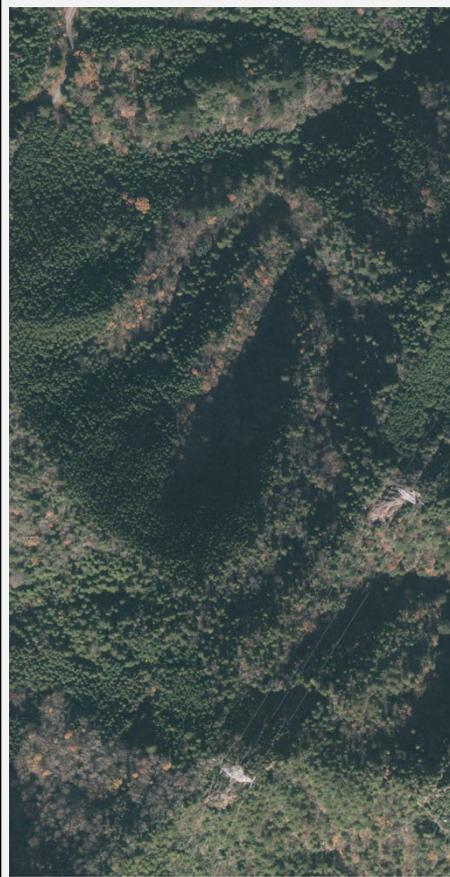
赤色立体地図  
(地形判読)

尾根、谷、里道等、  
「地形」が見える図



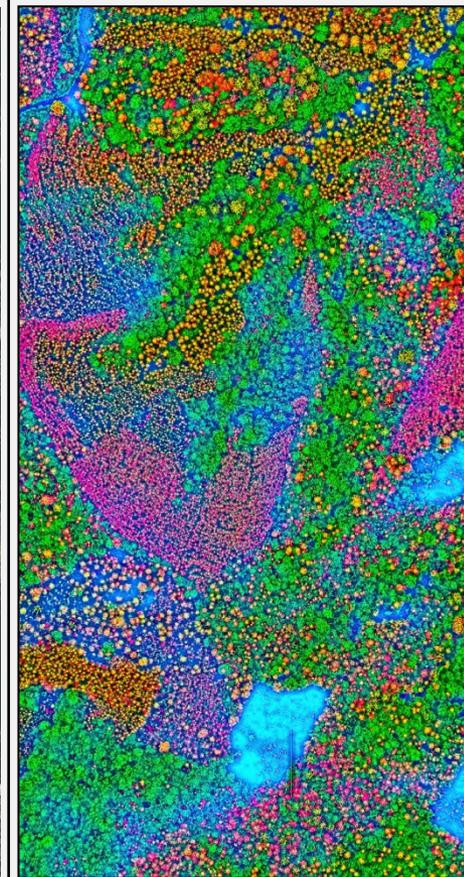
航空写真図  
(現況把握)

森林の現況が見える  
航空写真図



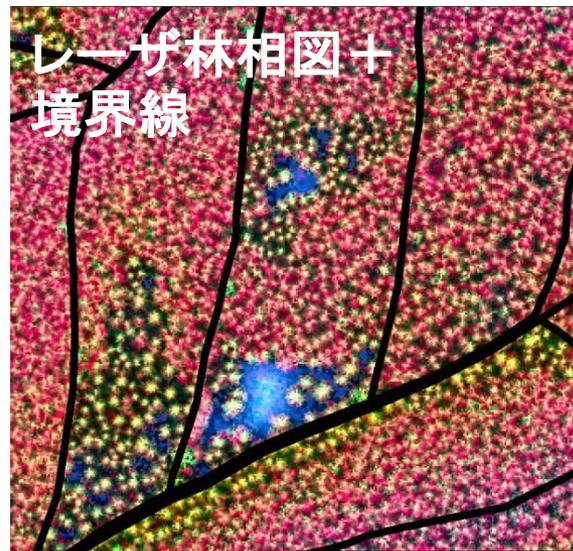
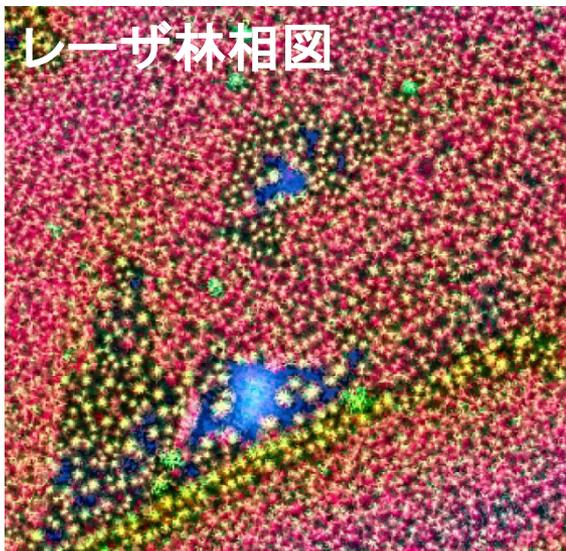
レーザ林相図  
(林相判読)

樹種が色分けされた  
「林相」が見える図



# ■ レーザ林相図

- 航空写真ではわかりづらい、樹種・林相（樹木の大小、配置など）を、視覚的に把握できる図面です。
- 境界に植えられた特徴的な樹木（境界木）なども確認できます。



— 境界線  
(国土調査後)

列状境界木



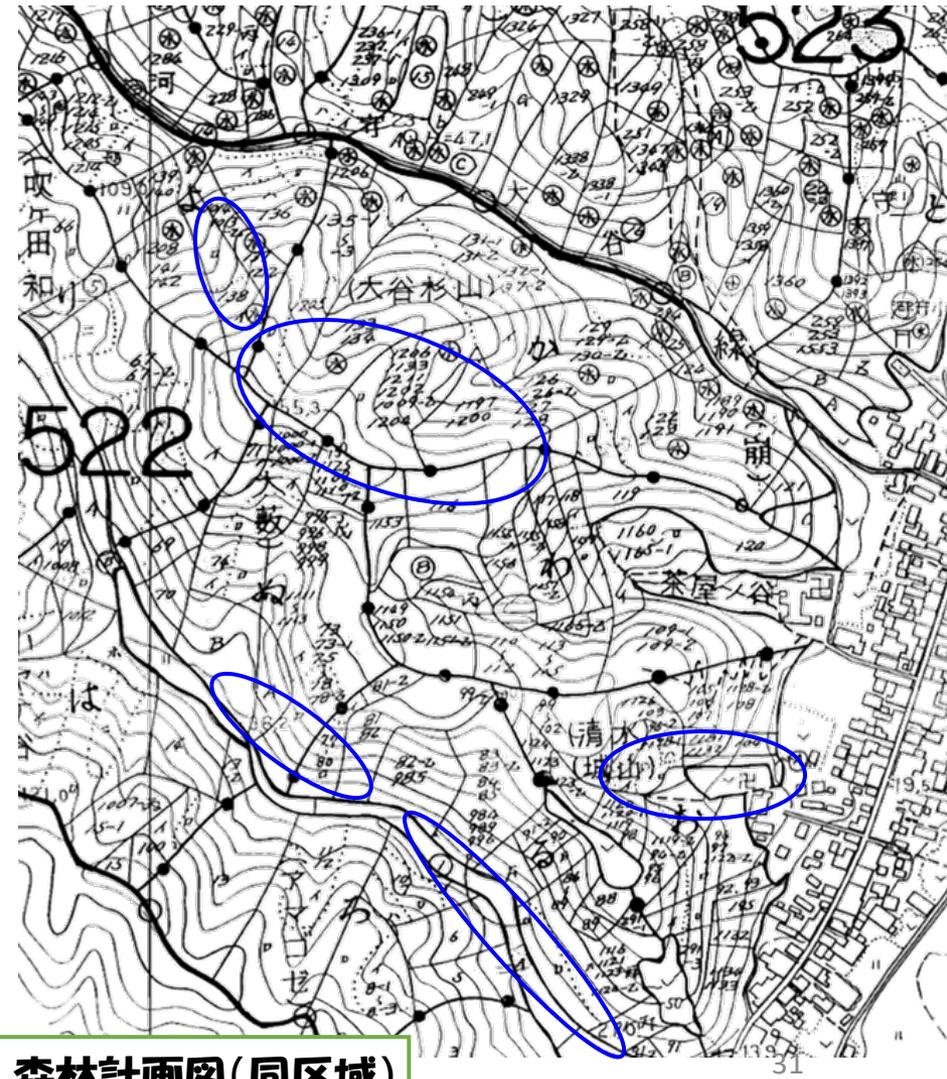
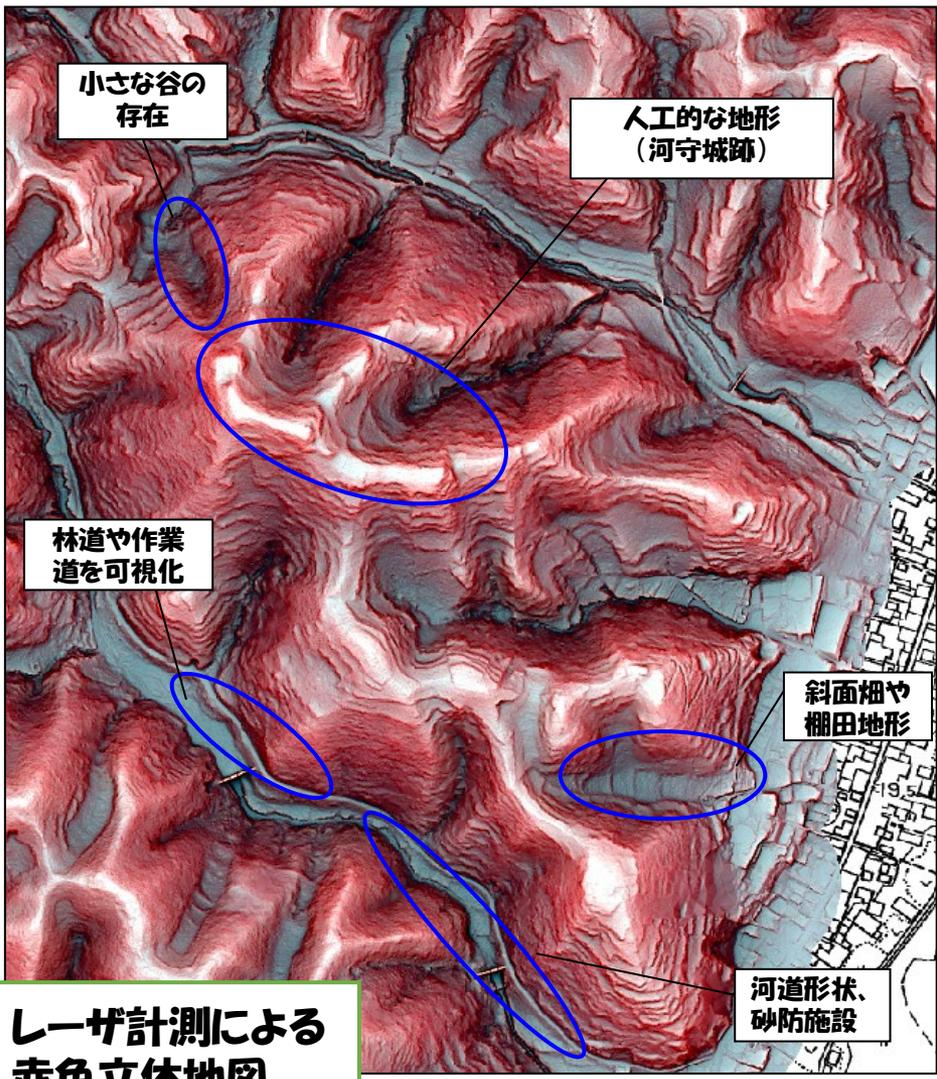
境界確認用に  
植えられたマツ



列状境界木(2列のスギ)

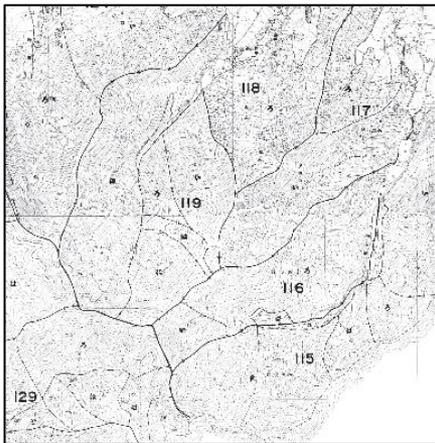
# 赤色立体地図

森林境界の検討にあたって等高線ではわからなかった、細かい尾根や谷、作業道といった、微地形の位置を正確に表現できます。

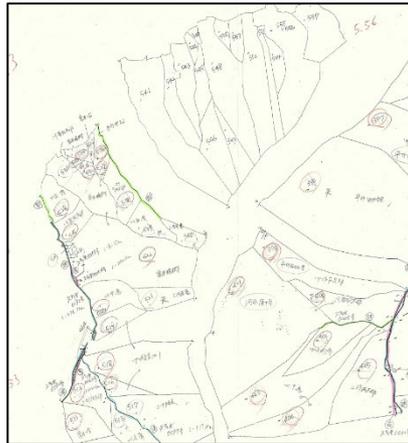


# ■ 森林境界(案)の作成手順

森林簿と森林計画図



公図



- ・森林計画図、公図を用いて各筆の位置検討をします。  
位置がわからない筆は、聞き取りなどを通じて把握します。

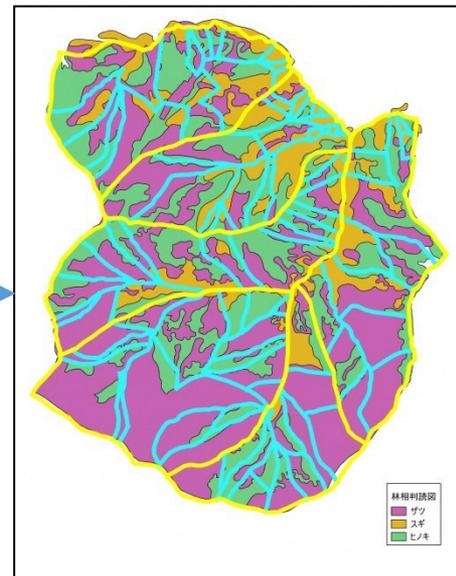
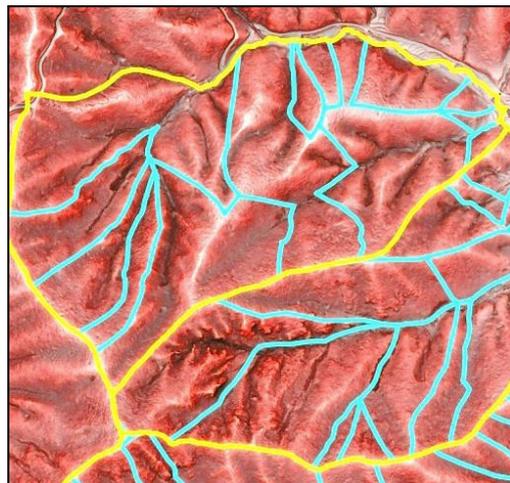
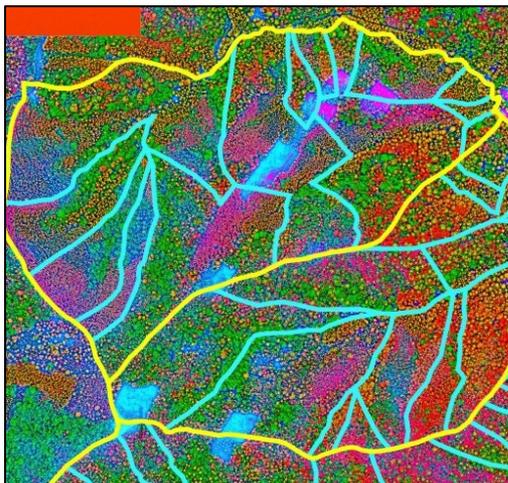
林相、地形の  
情報



- ・林相や地形を確認し、森林境界(素案)を作成します。

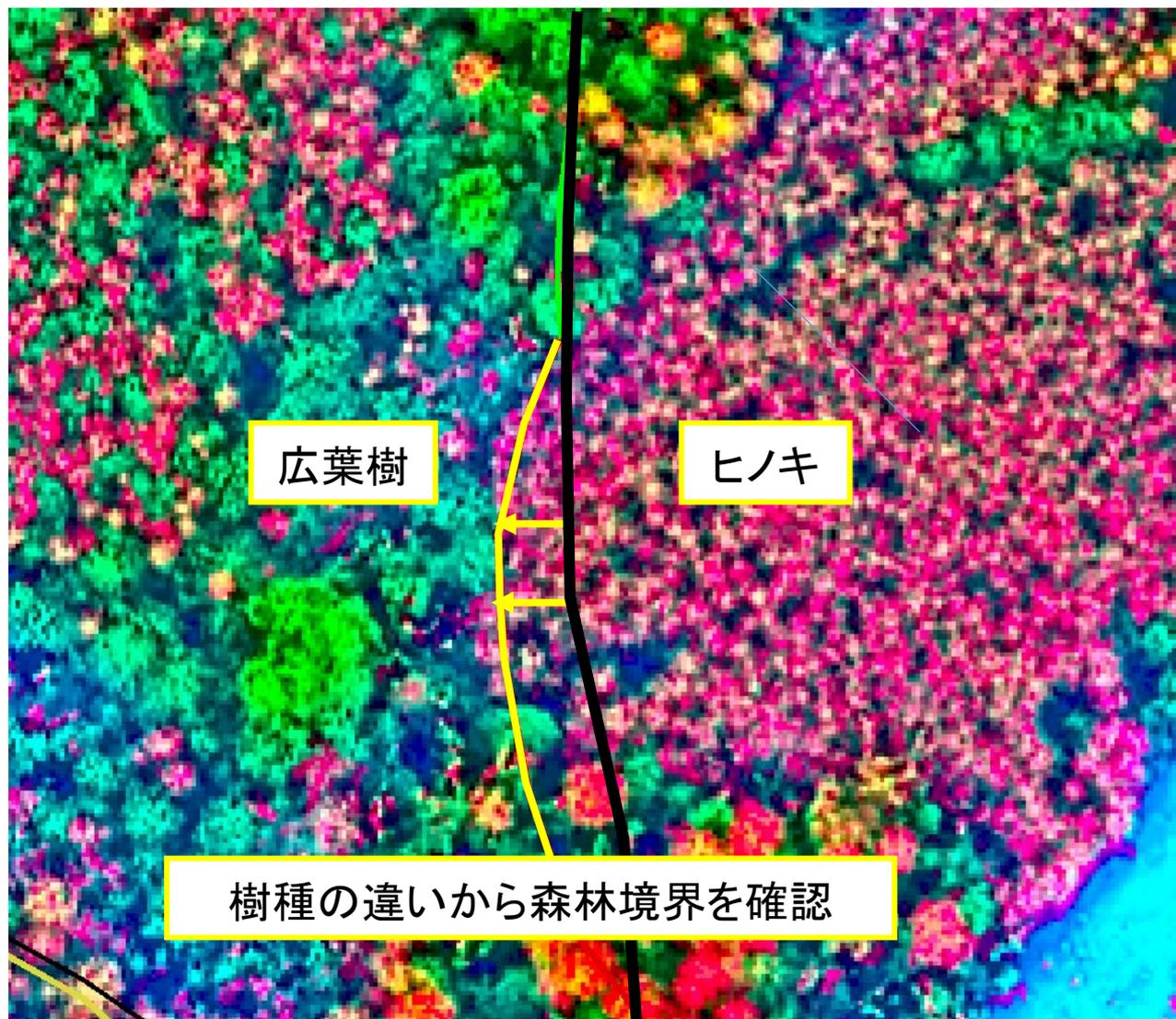
個別説明会にて  
所有者間で確認・訂正

森林境界(案)



# ■ 森林境界(案)の確認手法

レーザ林相図から樹木の生え方の違いを確認し、森林境界(案)作成

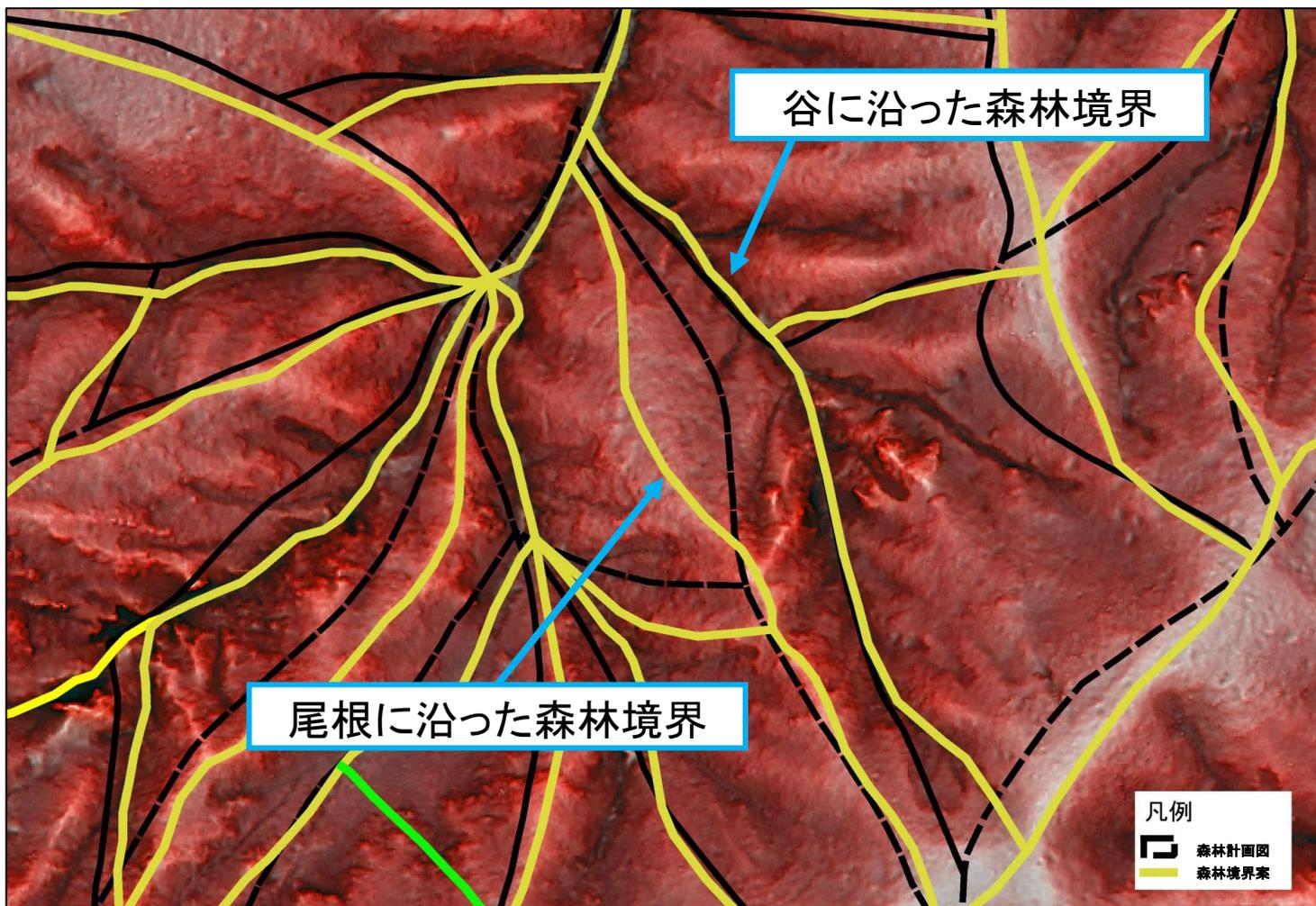


森林境界に沿って列状に  
植えられたスギ  
(列状境界木)



# 所有者界(修正案)の作成手法

地形・地物を参考に森林境界を確認



地図上で境界確認しており、土地境界を確定するものではありません

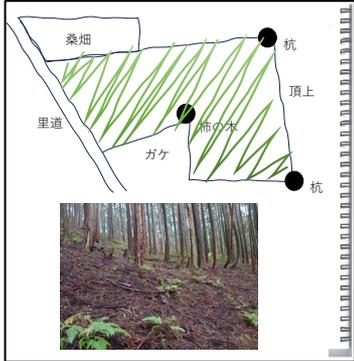
# ■ 森林境界(案)の参考とする根拠情報

境界(案)の確認にあたって教えて頂きたい情報

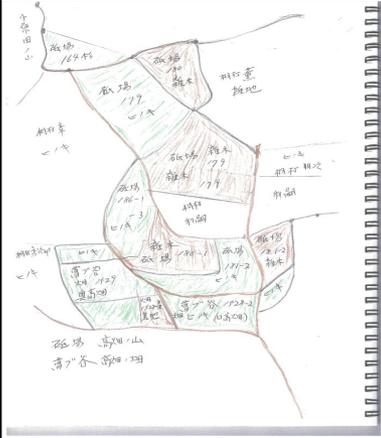
分類	内容
自然地形	尾根・谷・河川・岩
人為地形	里道・水路・田・畑・(林道・作業道)
林相	樹種・木の大きさ・境界木・列状木
その他	地積測量図など根拠資料があるもの 所有者からの証言があるもの 赤色立体地図やレーザ林相図以外 が根拠資料になるもの
不明	上記の根拠が該当せず、根拠不明のため森林計画図に準じた場合

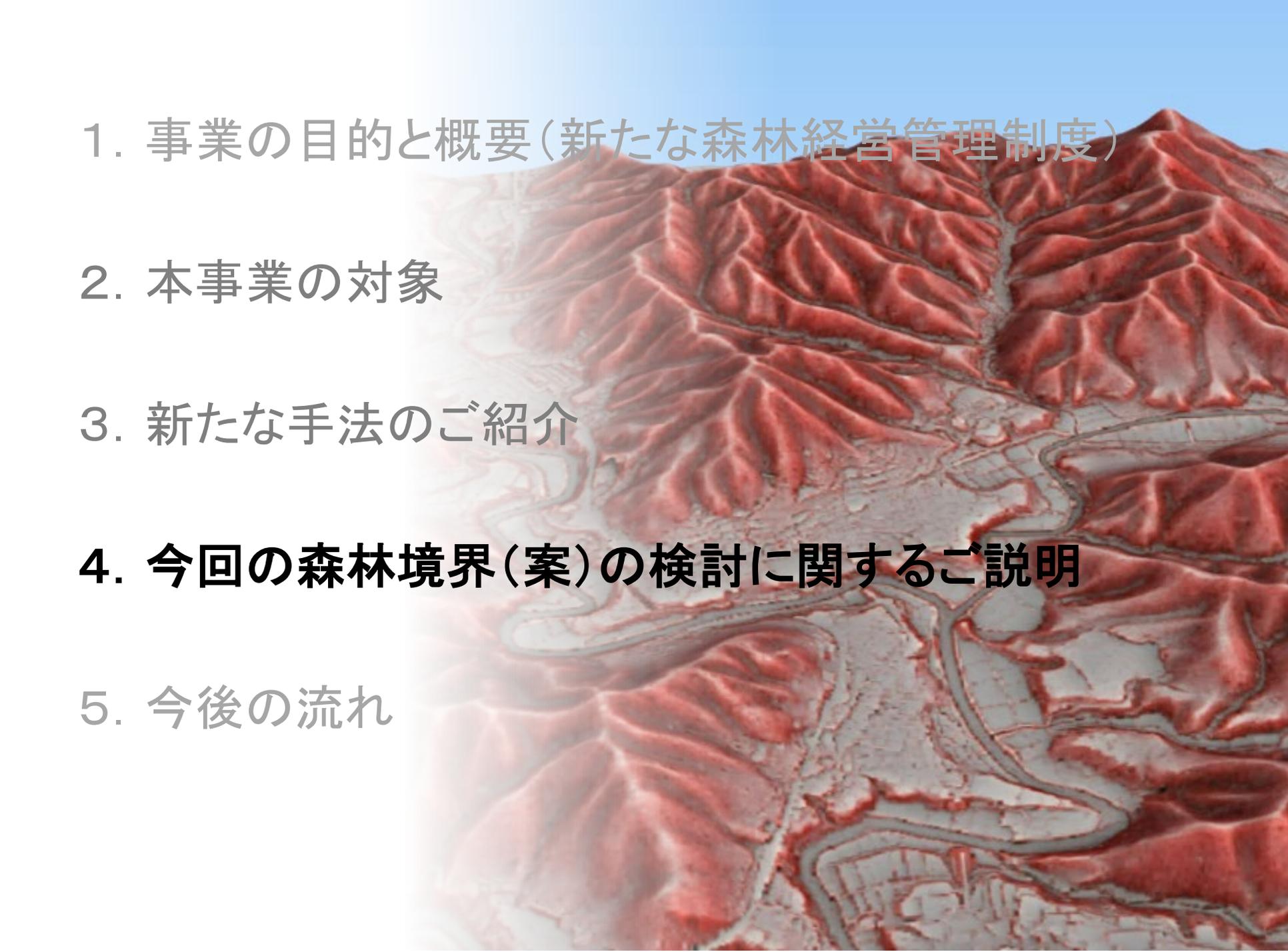
根拠となる資料イメージ

▼境界のヒントになる  
手書き図面と写真



▶植栽状況が分かる図面

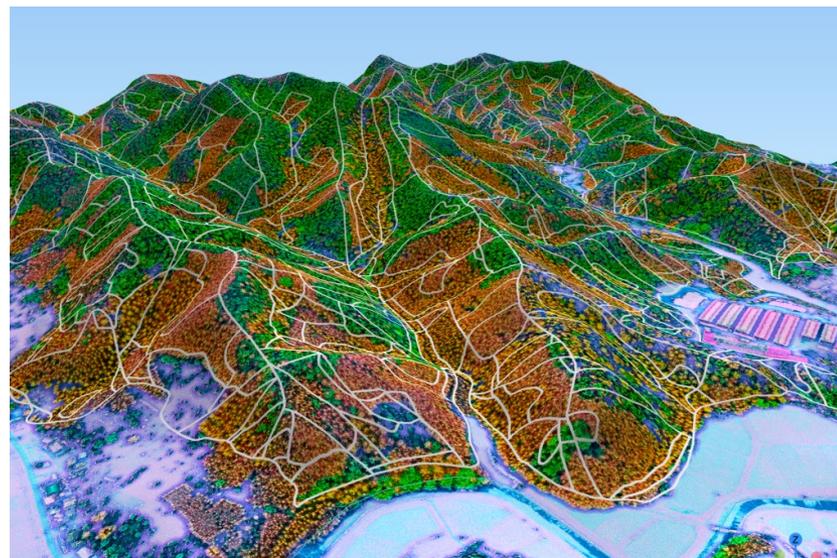


- 
1. 事業の目的と概要(新たな森林経営管理制度)
  2. 本事業の対象
  3. 新たな手法のご紹介
  - 4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明**
  5. 今後の流れ

## ■ 森林境界(案)とは

- ・森林境界(案)とは、森林を**管理していくための境界(案)**です。
- ・木の種類や植えた時期の違いや尾根や谷の地形から、**木を植栽した所有者を把握**します。
- ・森林所有者が森林管理を市に委託するのか、自ら経営管理をしていくのかの、**意向を確認する際に参考とする境界(案)**です。
- ・森林の持ち主を明確にするものであり、**土地境界や登記等に影響を与えるものではありません。**

※市に委託した場合でも、自ら森林の管理  
ができなくなるわけではありません。

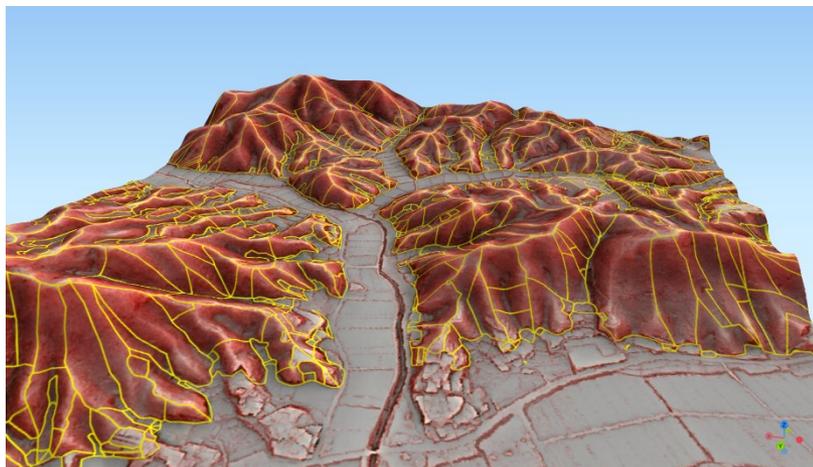


森林境界(案)

# ■ 森林境界(案)とは

- 案内で右図の地番リストを送付させていただきます。

地番リストに記載している地番であっても今後調査を進めるにあたり**本事業の対象外の土地になる**場合がございます。



森林境界(案)

地番リスト

令和7年度 上豊富地区森林境界明確化業務

当リストはお手元に保管ください

登記所有者: No.

登記所有者氏名

No	所有森林地番	No	所有森林地番
1	榑水あいう 1000 : 山林【単独所有】	21	
2	榑水あいう 1001-1 : 山林【複数所有】	22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	

## ■ お願い

- 境界（案）の確認にあたって以下のような根拠となる資料があれば、些細な情報でも構いませんので、ご貸与をお願いします。本日お持ちいただいている方は、コピーを取らせていただきたいので受付のスタッフにお声かけの程お願いいたします。

- 所有する森林の位置を示す地図や書き置き

- 植栽した樹木の種類が分かる書類や伝聞
- 植林地の様子を示す写真
- 地域に残る古地図
- 独自に調査された地番図
- 売買契約書

等

参考：独自に調査された地番図



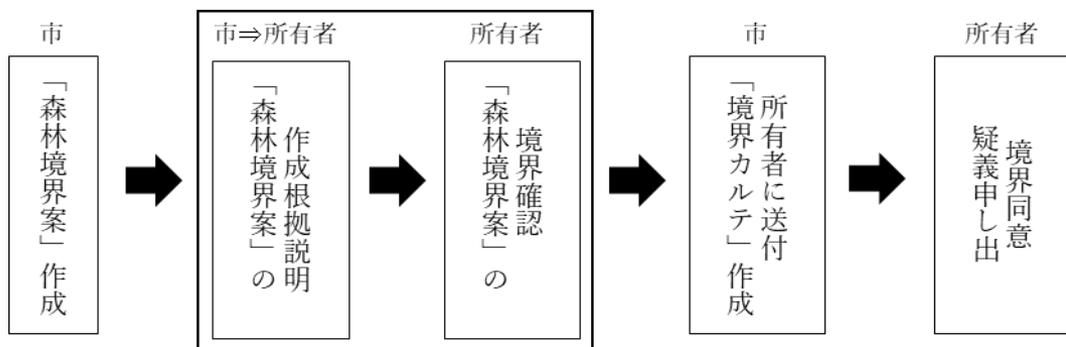
## ■ 質問等の受付

赤色立体図やレーザ林相図の図面を用意しています。近くのスタッフまでお声がけください。

# ■ 委任状について

所有する森林について、行ったことがない等で境界について全く把握していない場合は、親族や親戚、知人または本業務を実施する福知山市へ、「境界確認」を委任できます。

委任状は市より送付した案内文の封筒に同封させていただいております。



代理人に委任

## 【委任状をお持ちの方】

受付の委任状受取スタッフにご提出いただきますようお願いいたします。

## 【委任状をお持ちでない方】

本日提出されたい方はスタッフにお声掛けいただきまして受付にて委任状を準備させていただきます。

※押印欄はサインでも問題ございません

令和7年度 上豊富地区森林境界明確化業務

所有する森林境界についてお分かりでない方、  
代理人・市に「森林境界確認」を委任したい場合、①～④を記入し提出をお願いします。

登記所有者

登記所有者名  様 ※令和7年4月末時点の「登記所有者名」

### 森林境界案確認委任状

私は、所有山林地番について、福知山市が作成した森林境界確認を以下の者に委任します。

①記入日：令和 年 月 日

②委任する「代理人」または「福知山市長」の選択：  に「チェック」を入れ、必要事項を記入

<input type="checkbox"/> 代理人に委任  ※「代理人に委任」を選択された方は、右欄の代理人の氏名、登記所有者から見た代理人との関係、代理人の電話番号、代理人の住所を御記入ください。	代理人の氏名	※あてはまる内容に「 <input checked="" type="checkbox"/> チェック」を記入 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子（配偶者含む） <input type="checkbox"/> おじ・おば <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹（配偶者含む） <input type="checkbox"/> 孫（ひ孫）（配偶者含む） <input type="checkbox"/> その他親族・知人（ ）
	代理人との関係	【自宅】
	代理人の電話番号	【携帯】
	代理人の住所を御記入ください。	〒
	郵便番号住所	住所

福知山市長に委任（福知山市産業部 農林整備課）

③委任状を記入している方：別紙「森林境界案確認委任状について」の記入方法を参考に記入

今後案内等の送付先変更 ※今後案内等の送付先として希望する内容に「チェック」をお願いします。

以下の内容に送付を変更する  印字内容（封筒宛名）のままでよい

記入者の郵便番号	〒	※封筒の宛先を、あらかじめ印字しています。修正がある場合は下段に記入の程お願いします。
記入者の住所	<input type="text"/>	
記入者の氏名	<input type="text"/>	押印欄 （捺印・サイン可）
記入者の電話番号	【自宅】	
	【携帯】	

④登記所有者と当委任状を記入している方の関係：あてはまる内容に「チェック」を記入

登記所有者から見た記入者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子・義子 <input type="checkbox"/> 孫（ひ孫） <input type="checkbox"/> おじ・おば <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹・義兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族・知人（ ）
------------------	--

# ■ アンケートについて

説明会案内資料に同封しておりましたアンケートにご協力いただけますと幸いです。まだ提出がお済みでない方は説明会終了後、受付までご提出をお願いいたします。本アンケートの内容から森林境界に詳しいと判断した方に対してご連絡させていただく可能性がございます。

◇記入方法について質問等がある場合は、スタッフまでお声がけください。

No : _____		登記所有者名 : _____		担当部署 : 福知山市産業部農林整備課	
<b>アンケート</b>					
<p>今後の説明会等の案内や森林境界線の参考にするために本アンケートにご協力いただけますと幸いです。</p> <p>■ご記入いただいている方についての質問です。該当するものに□に✓(チェック)をしてください。</p>					
<p>※ご自宅でご記入の上、9月7日説明会の際にご持参いただけますと幸いです。</p>					
御回答者の氏名を教えてください					
<p>登記所有者との関係を教えてください</p> <p><input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子・義子 <input type="checkbox"/> 孫・ひ孫 <input type="checkbox"/> その他親族・知人 ( )</p>					
<p>年齢を教えてください。(アンケート記入者)</p> <p><input type="checkbox"/> 20歳代以下 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代 <input type="checkbox"/> 90歳代以上</p>					
<p>連絡が取れる電話番号を教えてください</p> <p>【自宅】 _____ 【携帯】 _____</p>					
<p>案内送付時の宛名、住所変更を希望しますか。</p> <p>※希望する場合は、希望の宛名・住所を記載</p> <p>【宛名変更】カナ _____ 【住所変更】〒 _____</p> <p style="text-align: center;">宛名 住所</p>					
<p>■所有森林に関する質問です。最も近いと思われるものに✓(チェック)をしてください。</p>					
問1	所有森林の所在地(位置や場所)について知っていますか。	<input checked="" type="checkbox"/>	1 全部の所有森林の位置や場所を把握している	<input checked="" type="checkbox"/>	2 一部の所有森林の位置や場所を把握している
			問2~4を回答してください		
問2	所有森林の境界について把握されていますか。	<input checked="" type="checkbox"/>	1 隣接者との境界を把握している	<input checked="" type="checkbox"/>	3 全く把握していない
		<input checked="" type="checkbox"/>	2 複数の森林を所有し、一部のみ隣接者との境界を把握している		
		<input checked="" type="checkbox"/>	3 隣接者との境界は把握していない		
問3	現在、見回りなどの管理や間伐などの整備(栽、下刈り、間伐等)をされていますか。該当するものすべてに✓してください。	<input checked="" type="checkbox"/>	1 森林の整備を行っている(自分以外が実施している場合も含む)	<input checked="" type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	2 日常的な管理(見回り)を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	3 日常的ではないが、数年以内に管理(見回り)を行った	<input checked="" type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	4 特に管理(見回り)も整備もしていない	<input checked="" type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	5 人に任せている	<input checked="" type="checkbox"/>	
問4	ご親戚や知人に森林の境界に詳しい方がいらっしゃいましたら下記の記入欄でご紹介いただけますでしょうか。	氏名 : _____			
<p>◇いただいた個人情報は業務委託先と共有し、本業務のみで使用いたします。</p> <p>◇右記の業務委託先の担当者から連絡を取らせていただく場合がございます。</p>					
<p>【業務委託先】アジア航測株式会社 西日本支社                  大阪府大阪市北区天満橋 1-8-30 OAP タワー29 階                  担当 : 大川 (TEL : 090-6970-8930) ・ 石川 (TEL : 06-4801-2263)</p>					

## ■ 担当者連絡先について

本業務受託業者担当者から電話をかける際は、以下のどちらかの電話番号からお電話させていただきます。お手数をおかけしますが、ご登録いただけますと幸いです。

**アジア航測(株) :**

**06-4801-2251**

**担当者(大川) :**

**090-6970-8930**

## ■ 親族所有山林の有無の確認について

登記簿情報等から説明会の案内状を送付していますが、住所不明などの理由から案内が送付できていない登記所有者がいます。

親族（おじい様・おとう様）が所有する山林があるのではないかとと思われる方は、説明会終了後、受付スタッフにお声がけください。

住所不明の方のお名前を確認していただくことができます。

1. 事業の目的と概要(新たな森林経営管理制度)
2. 本事業の対象
3. 新たな手法のご紹介
4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明
5. 今後の流れ



# ■今後の流れ

業務内容の説明

令和7年9月7日(日)

聞き取り調査、  
資料収集、現地確認

令和7年8月～10月頃

第2回説明会（個別）  
調査成果の確認

令和7年10月24日(金)～27日(月)

所有者間の境界案の確認・調整

第3回説明会（個別）  
修正成果の確認

令和8年1月頃

森林境界（案）  
カルテの送付

令和8年3月～

作成した森林境界(案)を御確認いただき、意向調査および森林整備事業を進めることに同意をお願いします。  
なお本同意は、境界(案)に対して、異論や主張を妨げるものではありません。

森林整備事業検討

令和8年度以降～

# ■ 個別説明会の流れ（令和6年度状況）



# 目指す姿



林業を盛り上げ、美しい森林を次世代に繋いでいくためには、森林の所有状況を明確にすることが第一歩です。

今回作成する森林境界（案）は、**森林整備の検討に活用する基礎資料**です。

市としては林業的利用を積極展開していきたいと考えています。

※法務局の管轄である、**登記情報や公図・地籍図等に影響を与えるものではありません。**

※ただし、本成果品を基に、京都府が管轄する森林簿情報の修正等が行われることがあります。



**ご清聴ありがとうございました**